

## 誓約事項

申請者は次に掲げる事項について誓約の上、申請書を提出するものとする。

- 1 申請時点で、青森県内に事業所を有する中小企業をはじめとした大企業以外の法人又は個人事業主であって、本支援金の給付を受けた後も青森県内で事業を継続する意思を有していること。
- 2 支援金の対象者の要件を満たしており、対象外となる者に該当しないこと。  
※特に、県が実施する以下の事業に係る支援金等の給付対象である者は対象外となるので留意すること。
  - ・タクシー事業継続特別対策事業費補助
  - ・トラック運送事業者事業継続支援事業費補助
  - ・医療・福祉施設等物価高騰対策支援事業
- 3 支援金の給付を受けた後で、家庭用として青森県消防保安課が実施する「青森県LPガス料金負担軽減生活者緊急支援事業（第5弾）」の値引きを受けた場合は、申請した支援金事務局へ自ら申し出の上、本支援金の返還に応じること。
- 4 支援金の給付を受けた後で、給付決定が取り消された場合は、本支援金の返還に応じること。
- 5 提出した書類に軽微な記載の誤り等がある場合には、本支援金事務局がその誤りを訂正すること。
- 6 県や本支援金事務局から、追加書類の提出など検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じること。
- 7 申請内容に不正があった場合など必要がある場合には、事業者名が公表されること。
- 8 申請者の代表者、役員又は使用人その他の従業員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員が、申請者の経営に事実上参画していないこと。

**営業していないにもかかわらず営業実態があるように見せかける、LPガスや特別高圧電気の使用を偽装するなどの虚偽申請は絶対に行わないこと。**